

## 10月21日の原子力防災訓練及び、使用済燃料の問題に関する 質問・要望書

安定ヨウ素剤の事前配布を徹底すること。検査結果を住民に伝えるべきです  
防災訓練では、前日からの設営や業者依存等ではなく、実際の事故時に対応出来る  
よう見直すべきです

立地の町が核のゴミ捨て場になる可能性があるため、敷地内乾式貯蔵は拒否すべき  
です

中間貯蔵の計画地点を年内に確定できないことが明らかになったため、老朽原発の  
停止を求めるべきです

福井県知事 杉本 達治 様

私たちは10月21日、福井県主催の原子力総合防災訓練の監視行動を行いました。検査は、基準値が4万cpmと、小児甲状腺被ばく300mSvに相当する高い値で行われています。検査結果は住民に知らせられていません。これでは、住民の安全は守れません。

関西電力は10月10日、「使用済燃料対策ロードマップ」を公表し、県と県議会で説明しました。六ヶ所再処理工場を来年度上期に竣工すること、中間貯蔵施設を2030年頃に操業開始すること等が示されています。しかし、いずれも現実性がありません。関電が中間貯蔵施設の計画地点を年内に確定する約束を果たせないことが明らかになりました。高浜1・2号、美浜3号の運転は止めるべきです。

関電は、敷地内乾式貯蔵施設を検討すると表明しました。そこに使用済燃料を移すことによって、使用済燃料プールの空いたスペースは使用しないとしています。しかし、一方で「エネルギーの安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合」は「例外」として、貯蔵量をいつでも増やすことを前提にしています。これでは、使用済燃料は溜まる一方で、搬出先も明示されていないため、立地の町がゴミ捨て場となる危険があります。これは、原発の運転を最優先にしたものです。まずは、老朽原発の運転を停止し、核のゴミの発生を抑えるべきです。敷地内乾式貯蔵施設の立地は拒否すべきです。

防災訓練及び、使用済燃料の問題について、下記の質問と要望にお答えください。

### 【質問事項】

#### [ 1 ] 防災訓練、避難計画について

##### 1. 安定ヨウ素剤の配布について

安定ヨウ素剤は、訓練では詳しい説明も問診もなく配布されていました。それより、薬局等での説明を受けて、事前配布を行うべきではないですか。事前配布の申請は低迷（UPZにおける事前申請は昨年8月からの約1年間で5.6%（2023.10.12福井新聞））しています。県として多くの住民に配布するために、どのような対策を検討していますか。

## 2．住民の汚染検査について

- (1) 住民には検査結果の記載のない通過証のみが渡されます。車両や代表者の汚染に関わらず、全員の検査を行い、測定値が記入された記録表を渡し、各人が自らの被ばく量を把握できるようにすべきではないですか。
- (2) 汚染検査の基準値4万cpmは、小児甲状腺被ばく300mSvに相当します。これはI A E Aの安定ヨウ素剤服用基準50mSvの6倍です。さらに、福島事故前の基準は甲状腺被ばくの確認のため13,000cpmが採用されていましたが、現在の基準は体表面汚染の基準に変わっています。基準値として高すぎるため見直すべきではないですか。

## 3．車両の汚染検査・除染について

- (1) 最も汚染されているタイヤ接地面や屋根を検査せず、除染もウェットタオルで拭き取るだけでは不十分ではないですか。
- (2) スクリーニング会場のあやべ球場は出入口が同一のまま、除染後の車両が再汚染される問題が改善されていません。今回の訓練では、対策として出入口を出たところに新たにゲートモニタを設置していましたが、タイヤ接地面の汚染は確認できないため、避難先の兵庫県に汚染を持ち込むことになるのではないですか。

## 4．前日からの会場設営及び、民間業者への委託について

- (1) 訓練会場の設営は前日から行われています。これでは、実際の事故時の訓練にはなりません。設営から、訓練当日に行うべきではないですか。
- (2) 訓練時に職員に尋ねると、一部の資機材の搬入は民間企業が前日から行っているとのことでした。委託の内容や金額を示してください。
- (3) 防災訓練は実際の事故時に対応出来るよう見直すべきではないでしょうか。

## [ 2 ] 使用済燃料、敷地内乾式貯蔵の問題について

### 1．40年超え原発の運転を停止する約束について

中間貯蔵施設の計画地点が年内に確定されないことが明らかになったため、高浜1・2号、美浜3号の運転を止めるよう関電に求めるべきではないですか。

### 2．六ヶ所再処理工場の竣工が遅れた場合等の対策について

六ヶ所再処理工場は来年度上期に竣工する見通しはありません。県は6月にこのような場合の対応策を提示するよう求めていましたが、国からの回答はありましたか。

### 3．敷地内乾式貯蔵等について

- (1) 関電は敷地内乾式貯蔵施設での保管期限も明らかにしていません。このような中で、敷地内乾式貯蔵を認めれば、福井県が求める県外搬出がなされず、使用済燃料が半永久的に留め置かれる可能性が高いのではないですか。敷地内乾式貯蔵は拒否すべきではないですか。

(2) 関電は、使用済燃料プールの空いたスペースを使用する例外があるとしています。このため、使用済燃料の貯蔵量をなし崩し的に増やし続けられることになるのではないですか。

(3) 関電の「ロードマップ」では「中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始」としています。「他地点」とはどこのことですか。関電に問いましたか。

#### 4. 県民説明会の開催について

関電の「ロードマップ」について、10月10日の県議会全員協議会では、議員から多くの批判や懸念が示されました。しかし知事は住民の意見を聞くこともなく、「一定の前進がある」等と評価し了承してしまいました。県民説明会を行うべきではないですか。

#### 【要 望 事 項】

1. 安定ヨウ素剤の事前配布が進むよう、早急に具体的な対策を講じること。
2. 汚染検査では、全員の検査をした上で、測定値を記入した記録表を住民に渡すこと。
3. 汚染検査の基準値が高すぎるため、見直すこと。
4. 防災訓練では、前日からの設営や業者依存等ではなく、実際の事故時に対応出来るよう見直すこと。
5. 中間貯蔵施設の計画地点が年内に確定できないことが明らかになったため、高浜1・2号、美浜3号の運転を止めるよう関電に求めること。
6. 敷地内乾式貯蔵施設の立地を拒否すると表明すること。
7. 使用済燃料、敷地内乾式貯蔵の問題について、県民説明会を開き県民の意見を聞くこと。

2023年11月15日

ふるさとを守る高浜・おおいの会/ 安全なふる里を大切に作る会(若狭町)/ 原発なしで暮らしたい宮津の会/ 避難計画を案ずる関西連絡会(連絡先団体: グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会)

#### この件の連絡先

安全なふる里を大切に作る会: 若狭町 石地 優 TEL: 090-7741-8303

美浜の会: 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581